

(補足) 令和6年4月1日より義務化された事項②

令和7年4月1日現在

	地域との連携		身体的拘束等の適正化			虐待の防止※				
	推進会議	サービスの評価	委員会	指針	研修	委員会	指針	研修		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護・医療連携推進会議 おおむね6月に 1回以上	推進会議を活用した 外部評価の実施 (1年に1回以上)	—	—	—	定期的に開催	○	年1回以上 及び 新規採用時		
地域密着型通所介護	運営推進会議 おおむね6月に 1回以上	推進会議による評価								
認知症対応型通所介護										
小規模多機能型居宅介護	運営推進会議 おおむね2月に 1回以上	推進会議を活用した 外部評価の実施 (1年に1回以上)	3月に1回 以上 ※	○※	年2回以上 及び 新規採用時 ※					年2回以上 及び 新規採用時
看護小規模多機能型居宅介護		※指定認知症対応型 共同生活介護は、 他評価との選択可								
認知症対応型共同生活介護		推進会議による評価								
地域密着型特定施設入居者生活介護										
地域密着型老人福祉施設入所者生活介護										

※ 小規模多機能型居宅介護の身体的拘束等の適正化に係る措置は、R7.4.1より義務化